(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例について

(付議の要旨)

(仮称)世田谷区認知症施策推進条例制定に向けた理念及び基本的な考え方についてとり まとめたので報告する。

1. 主旨

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数は増え続けており、現在、世田谷区では、介護保険認定を受けている方のうち、認知症の症状があり支援が必要な方は約23,000人、軽度認知障害(MCI)の推計人数を含めると47,000人を超え、認知症施策は喫緊の課題である。

この間、認知症理解の普及・啓発、認知症初期集中支援チーム事業、家族会及び認知症カフェ支援、事業者への認知症ケア研修など、先駆的な認知症施策を実施してきた。令和2年度には、「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設し、認知症の在宅支援施策を推進する拠点としていく。

医療技術の進歩が著しい現在でも、認知症に効く予防薬や根本的治療薬はなく、だれもが認知症になる可能性がある。ほんの少し前までは、認知症になると「何もわからなくなる」と誤解されてきたが、認知症になっても、暮らしていくうえですべてを失うわけではなく、本人の意思や感情は十分にあることがわかってきている。直近の記憶はなくても、過去から集積された経験や記憶は残り、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことは可能である。

こうした変遷のなか、認知症への偏見を認知症当事者の周囲の家族や地域からなくし、 認知症になっても当事者が尊厳をもって、偏見や差別に脅かされずに自分らしく生きてい くことができる環境が必要である。

そのためには、認知症当事者から直接意見を聴き、当事者の視点を区民に分かりやすく 伝え、認知症とともに、よりよく生きていくことができる世田谷らしい地域づくりを推進 していくことが重要である。

条例を制定する経過のなかで、区が、認知症当事者とその家族を含めた区民・地域団体・関係機関・事業者と基本理念やそれぞれの役割を共有し、これまで先駆的に取り組んできた在宅支援施策を結束しながら、参加と協働によるまちづくりを一層進めることに繋げる。以上のことから、認知症当事者の希望や権利が守られ、「認知症になっても安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、条例を制定する。

2. 基本的な理念(案)

- (1) 認知症になっても、自分らしく生きていける希望をもち、意思と権利が守られ、安心して生活を営める地域をつくる。
- (2) 全ての区民が、認知症を我が事と捉え、参加と協働により、認知症とともによりよく

生きていくことができる、共生社会の実現を目指す。

- 3. 条例制定における基本的な考え方
- (1)条例の検討は、認知症当事者から意見を聴き、尊重する。
- (2)条例には、以下のことを定める。
 - 基本的理念
 - ・区の責務として、施策を総合的かつ計画的に実施し、実施にあたっては、認知症当事者及びその家族の意見を聞き、区民や地域団体、関係機関及び事業者と連携して取り組むこと
 - ・区民の役割として、認知症に関する正しい知識及び理解を深め、認知症になってから も自分らしく暮らすことができるための備えに努めること
 - ・地域団体・関係機関・事業者の役割及び認知症施策の基本的な事項
- (3) 令和2年4月、世田谷区立保健医療福祉総合プラザに開設する「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を認知症施策推進の拠点とすることを位置づける。

4. 検討体制

庁内の検討のほか、既存の世田谷区認知症施策評価委員会や世田谷区地域包括支援センター運営協議会の委員の中から、認知症専門医、認知症に関する専門的な知識を有するもので構成した(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会に、新たに認知症当事者の意見をより反映させる観点から、認知症当事者及び認知症当事者の意見聴取技術に長けた学識経験者等の委員拡充を図り、検討する。委員名簿は別紙のとおり。

5. 今後のスケジュール(予定)

令和元年 1	. 1月	福祉保健常任委員会報告
		(理念・基本的な考え方・検討体制・スケジュール)
		第2回(仮称)認知症施策推進条例の制定に向けたワークシ
		ョップ
		※11月30日(土)午後2時~4時 区役所ブライトホール
		申込者へご案内ほか、ホームページ等で募集する。
令和2年	2月	福祉保健常任委員会報告(骨子案)
	3 月	条例骨子案のパブリックコメント

3月 条例骨子案のパブリックコメント4月 認知症在宅生活サポートセンター開設(うめとぴあ)条例シンポジウム

7月 福祉保健常任委員会報告 (パブリックコメント、シンポジウム結果・条例素案)

9月 福祉保健常任委員会報告(条例案報告) 第3回区議会定例会(条例案提出)

10月 条例施行